

乱開発と環境破壊の茨木市彩都民間土地地区画整理事業から国土交通省と都市再生機構は事業者確保や技術的支援などと称するすべての事業から撤退すること

国とURは、「閣議決定(2001.12)」と「変更中期目標(2005.6)」に基づいて全国のニュータウン事業からの撤退を決定し、当事業も機構事業から区域除外が行われ、その所有地は「D区分」素地処分を決定しています。しかし「機構」は事業評価監視委員会の「今後のまちづくりの具体化のために必要な技術協力等を行うものとする」の意見に基づき、「彩都(国際文化公園都市)建設推進協議会東部地区検討会」において、実質的な計画推進者となっています。現在、東部地区(367ヘクタール)の内2区分を「中央東地区」「山麓線地区」の先行開発地区とし、用途地域が準工業地域に変更され大型物流施設等の立地が予定され、近隣住宅地(茨木市山手台地区)では環境破壊の危惧と批判の声が広がっていますが、事実上、住民の声は無視され、工事が始まっています。こうしたマスタープランなしの「こまぎれさみだれ開発」は乱開発そのものです。

さらに、彩都建設推進協議会東部地区検討会は、昨年11月に先行開発地区以外の東部地区開発について、「彩都東部地区における土地利用の考え方(素案)及び土地利用ゾーニング(素案)」を発表しました。この中で、URは、すべての事業化において、事業者確保や技術的支援と称する事業参加を行っていくとされています。このような行為は、UR法の業務範囲と閣議決定に違反する行為です。URは、直ちに彩都開発から「完全撤退」し、国においては、URに法と閣議決定に基づく適切な指導を行うことを求めます。

国交省回答

平成13年の閣議決定を踏まえて、東部地区だが、そこは平成25年の事業計画の変更において、URが施行する土地地区画整備事業の区域から除外して、URが事業者となる土地地区画整備事業については、この地区は中止した。その際、大阪府、地元市から今後のまちづくりに関しても一定の役割を果たしてもらいたいという要望があったことも踏まえ、URとしては、地権者の立場としてこれらのまちづくりに協力をするというものと理解している。平成25年の閣議決定を踏まえ、早期の土地の供給処分が行われるように、我々としても引き続きURを指導していくが、地権者の立場として地方公共団体が中心となって進めている東部地区のまちづくりに可能な範囲で協力する必要があると考えている。

再質問

日本共産党朝田充茨木市議

茨木の彩都東部地区開発の件でいくつか。この問題は辰巳参議院議員にも、私たち大阪のURの西日本支社にも行ったし、大阪府にも宮原府会議員を通じて働きかけをしている。地元茨木市でもやっている。そういう問題だが、大きく二つ質問したい。ひとつは、URが撤退しているが、答弁では「地権者の立場として」と強調した。しかし、事業者確保とか技術的支援と称する事業をやっているのが実際のところで、そういう立場じゃない。実際URがやっていることは。要望にも書いているが、URにはUR法があるわけで、UR

が支援と称してやっていることは、UR法のどこに則して、URの事業範囲のどれに根拠をもって、やっているのかを明確にしてもらいたい。もう一つは、彩都開発というのはずっと国でも府でも市でも「民間開発じゃない。公的な開発だ」と一貫して言っていた。それは単なる住宅開発じゃないんだと、彩都開発は。国際的な文化芸術の新しい交流拠点の形成。二つには(=) 研究開発拠点の形成。三つ目は住宅開発だが、職住一体の複合都市建設を狙った公的開発やと。こういうことで位置付けられて、国交省も区画整理事業認可を出してきた。ところが、今やその計画は跡かたもなく、原形をとどめてない。最初の中身は。そういうもつで、今マスタープランなしにそういうことが、原形をとどめてなくてどんどん変形している。それをマスタープランもなしにどんどんやっている。実質、彩都建設推進協議会東部地区検討会がどんどん決めて、ここが決めたことがどんどん進められていっている状況。そうしたマスタープランに基本的な国なり府なり市なり、マスタープランなしに進めていくのは法的にもおかしいのではないか。

国交省再回答

一点目のUR。あくまでURは、今土地区画整備事業の施行者から完全に撤退したわけなので、あくまで実質的な東部地区のまちづくりを大阪府や茨木市が方向性を整えながらやっていく中で、あくまで協力するだけ、事業主体、事業施行者でやっていくことじゃないと点だ。そういう行為はどうなのかということだが、もともとUR法の整備は直接的に郊外の開発をするということはないが、附則という都市基盤整備法の附則というのがあり、その中にかつて宅地を造成したところについて、その土地の管理や譲渡に関わる業務を当面することができるということだつていて、今回はあくまで土地を持つてるところを譲渡するまで関わつてるとつ意味においては、そういう中で根拠を持つてやつてると認識している。二点目は、全体的な方向性、そもそもの東部地区が当初と変わつてきているのではないかというところについては、なかなか国としてどうかという点では法律上どうなのかというつ、なかなかその根拠はないが、大阪府とかの大きな全体の大きい意味の政策プランとか、茨木市が抱える全体的な都市の中での総合計画などの整合を取りながら、その東部地区のあり方は地元の公共団体で整合を取りながら進めていくものと認識している。